

# 社外取締役の設置の義務化

公開会社かつ大会社で、 上場会社等	会社法 (平成27年5月1日～)	改正後
監査役会設置会社 (今回の義務付け対象)	■ 監査役(3人以上)のうち、最低2人が社外監査役	■ 取締役が10人以上の会社 ⇒ 最低 <b>2人の社外取締役</b> が必要
	■ 社外取締役を置くことが相当でない理由の説明義務	■ 取締役が5人～9人の会社 ⇒ 最低 <b>1人の社外取締役</b> が必要
		■ 取締役が4人以下の会社(※) ⇒ 社外取締役を置くことが相当でない理由の説明義務
監査等委員会設置会社	■ 監査等委員(3人以上)のうち、最低2人が社外取締役 ■ 監査役は不要	■ 取締役の数が10人以上の会社 ⇒ 最低 <b>4人の監査等委員である取締役</b> が必要 この場合、最低 <b>3人の社外取締役</b> が必要となる。

監査役については、変更なし

監査役会設置会社における社外取締役の設置の義務化に伴い、社外役員の数について、バランスを失わないよう調整

※ 取締役が5人以上の会社のうち、社外取締役の設置が一定期間猶予される会社も説明が必要

(検討)

■ 政府は、新法の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、株式会社の経営に対する取締役による監督の機能を強化する観点から、社外取締役に関し、その設置を義務付ける株式会社及びその人数、多様な人材の採用を促進するための方策等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

# 取締役及び社外取締役の状況

## 1. 取締役の人数(市場別)

東証上場会社全体	JPX日経400	一部	二部
7.50人	10.29人	8.61人	6.88人

## 2. 取締役の人数(連結売上高別)

1兆以上	1兆~1,000億以上	1,000億~100億以上	100億未満
11.58人	9.34人	7.43人	5.37人

## 3. 社外取締役の人数(監査役設置会社)

平均人数	2人以上	1人	0人
1.04人	25.9%	38.0%	36.2%